

**熊本県告示第 1050 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 小川銃猟禁止区域  
区域 下益城郡小川町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 52 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 2 横島銃猟禁止区域  
区域 玉名郡横島町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 324 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 3 大峰銃猟禁止区域  
区域 阿蘇郡西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 173 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 4 八代干拓銃猟禁止区域  
区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,224 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 5 田浦海岸銃猟禁止区域  
区域 芦北郡田浦町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 431 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

**熊本県告示第 1051 号**

平成12年11月8日熊本県告示第904号（八代鉛散弾規制地域の設定）は廃止し、平成15年11月1日から適用する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 1052 号**

平成13年10月26日熊本県告示第809号（不知火鉛散弾規制地域の設定）は廃止し、平成15年11月1日から適用する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 1053 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 八代指定猟法禁止区域（鉛製銃弾による狩猟禁止規制地域）  
指定猟法 鉛製銃弾による狩猟  
区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 2,450 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から当分の間
- 2 不知火指定猟法禁止区域（鉛製銃弾による狩猟禁止規制地域）  
指定猟法 鉛製銃弾による狩猟  
区域 宇土郡不知火町、下益城郡松橋町、小川町（県が別に定める所定の図面（熊本